

障害者福祉施設における就労支援の概要

障害者福祉施設における 就労支援の概要

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	就労を希望する65歳未満の障害者で、<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)
対象者	① 企業等への就労を希望する者	① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 ④ ①、②、③に該当しない者で、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者 (平成27年3月末までの経過措置)
利用状況	事業所数 2,595 利用者数 26,658	事業所数 1,652 利用者数 29,483	事業所数 8,035 利用者数 173,918

※ 事業所数及び利用者数は国保連データ(平成25年5月)で、障害者支援施設の昼間実施サービスを除く。また、(旧法から新体系に移行する前の事業所は含まない。

就労移行支援

【利用者像】

○ 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者(65歳未満の者)

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

(具体的な利用者のイメージ)

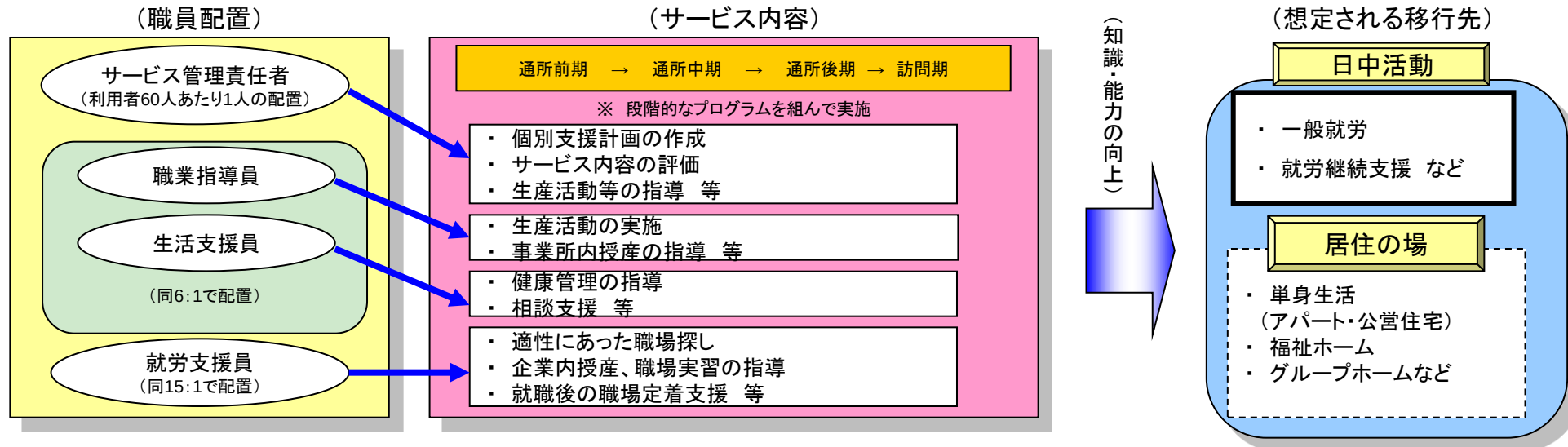
- ・ 特別支援学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい
- ・ 就労していたが、体力や職場の適性などの理由で離職した。再度、訓練を受けて、適性に合った職場で働きたい
- ・ 施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい

【サービス内容等】

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援を実施
- 利用者毎に、標準期間(24か月)内で利用期間を設定
- 一般就労へ移行後、継続して6か月以上の職場定着者が定員の一定割合以上の場合、実績に応じた評価(※)(就労移行支援体制加算)
※ 就労定着者が5%以上15%未満:41単位、15%以上25%未満:68単位、25%以上35%未満:102単位、35%以上45%未満:146単位、45%以上209単位
- 一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化。(平成24年10月施行)

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定

[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定



※ 通所によるサービスを提供、通所が困難な者に対し施設入所を付加。

【報酬単価】 742単位(利用定員21人以上40人以下)※1単位10円

就労継続支援A型

【利用者像】

○ 就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者（利用開始時65歳未満の者）

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- ② 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

（具体的な利用者のイメージ）

- ・ 特別支援学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している
- ・ 一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい
- ・ 施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している

【サービス内容等】

- 通所により、原則雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について支援
- 利用定員の半数かつ9人未満の範囲で雇用契約によらない者の利用が可能
- 雇用契約に基づく者の就労は、労働基準法、最低賃金法等労働関係法規に基づく就労を提供
- 一定の割合で障害者以外の者の雇用が可能（報酬の対象外）...20人以下利用定員の5割、30人以下同4割、31人以上同3割
- 利用定員10人から事業の実施が可能
- 障害者雇用納付金制度に基づく報奨金等の受給が可能
- 手厚い職員配置を実施している事業所（7.5:1以上）に対し、報酬上評価
- 重度障害者（障害基礎年金1級受給者）を一定以上利用させている事業所に対し、報酬上評価
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画に基づき、事業所以外での就労を行う事業所に対する評価（施設外就労加算）

（職員配置）

（サービス内容）

（知識・能力の向上）

（想定される移行先）



【報酬単価】 477単位（利用定員21人以上40人以下）※1単位10円

就労継続支援B型

【利用者像】

○ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

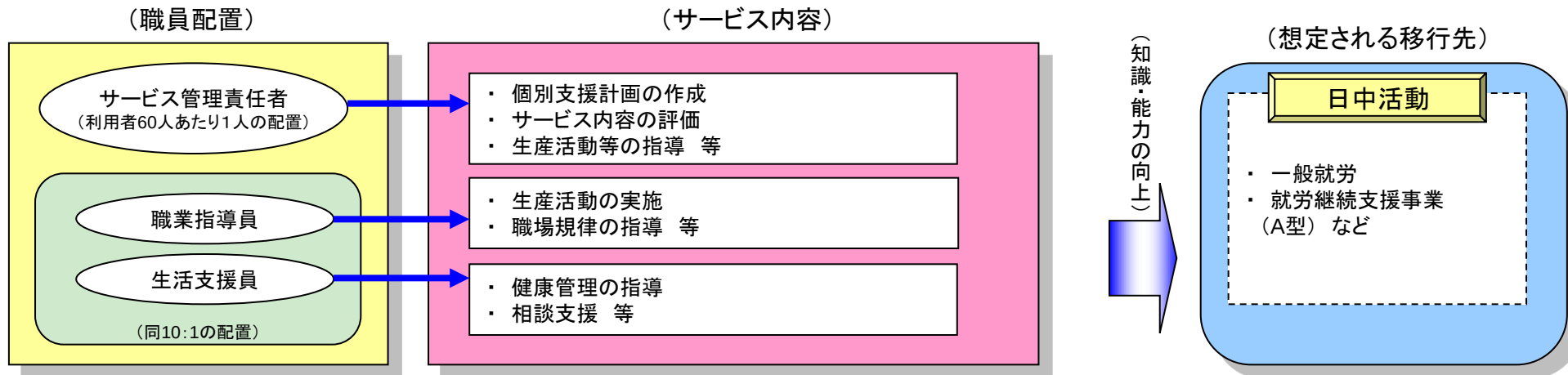
- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者（平成24年度末までの経過措置）

（具体的な利用者のイメージ）

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった
- ・ 一般就労していて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい
- ・ 施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難

【サービス内容等】

- 事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に向けた支援を実施
- 工賃の支払い目標水準を設定するとともに、達成した賃金額が地域の最低賃金の1/3以上の場合は報酬上評価
- 目標工賃、工賃実績は都道府県が事業者情報として幅広く公表
- 手厚い職員配置を実施している事業所（7.5:1以上）に対し、報酬上評価
- 重度障害者（障害基礎年金1級受給者）を一定以上利用させている事業所に対し、報酬上評価
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画に基づき、事業所以外での就労を行う事業所に対する評価（施設外就労加算）
- 目標工賃を達成するための指導員を手厚い職員配置（7.5:1以上）に加え、配置した場合の報酬上の評価（目標工賃達成指導員配置加算）



【報酬単価】 477単位（利用定員21人以上40人以下）※1単位10円

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数**約788万人**中、18歳～64歳の在宅者の方、**約324万人**
(内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への 移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が**約 24.3 %** 障害福祉サービスが**約 64.7 %**
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が**年間 1.3 % (H15) → 3.6 % (H23)**
※就労移行支援からは20.1% (H23)

障害福祉サービス（就労系）

・就労移行支援	約 1.6万人
・就労継続支援A型、福祉工場	約 1.3万人
・就労継続支援B型、旧法授産施設	約12.9万人
(平成23年10月)	

小規模作業所 約0.6万人 (平成24年4月)

地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	<u>1.0</u>
2,460人/ H18	<u>1.9 倍</u>
3,293人/ H21	<u>2.6 倍</u>
4,403人/ H22	<u>3.4 倍</u>
5,675人/ H23	<u>4.4 倍</u>

就 職

企 業 等

ハローワークからの
紹介就職件数

59,367人

(平成23年度)

4,420人/年

就 職

特別支援学校

卒業生17,707人/年 (平成24年3月卒)

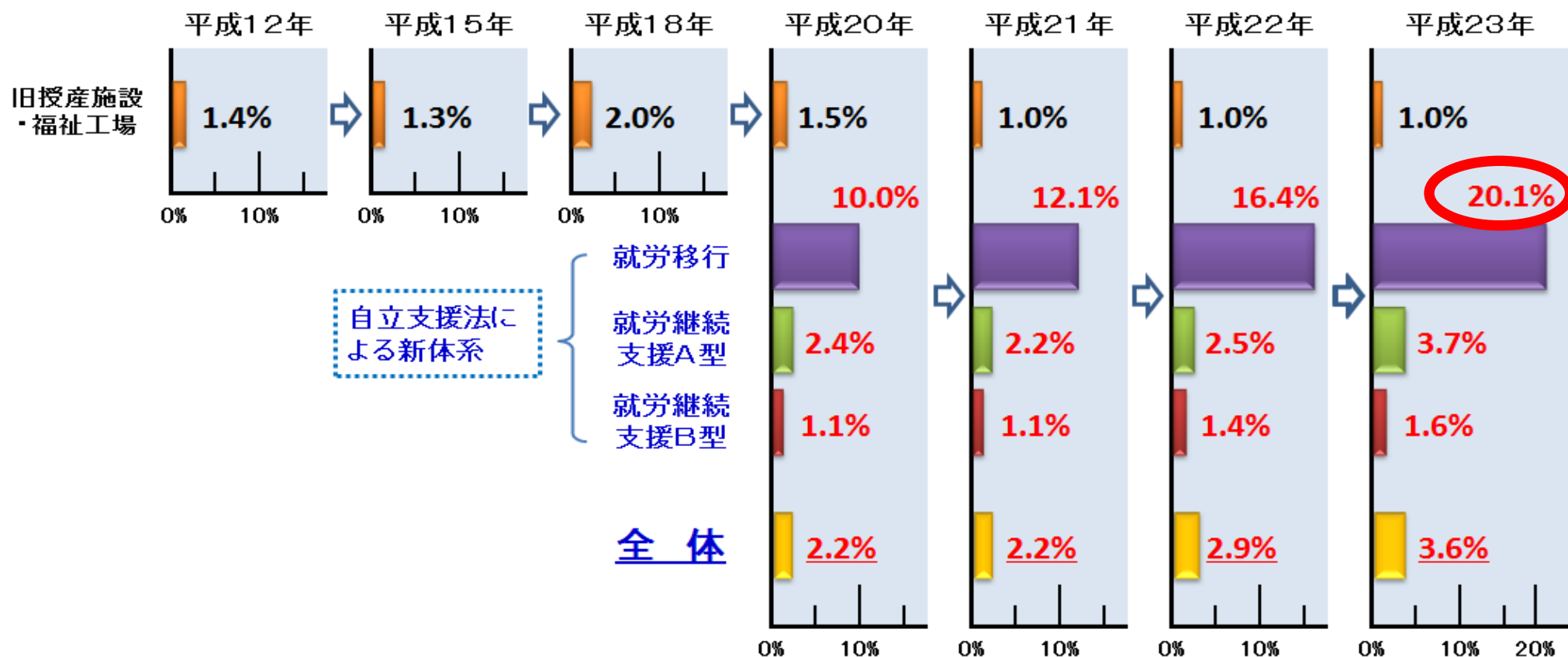
11,801人/年

916人/年

地域
生活

就労系の障害福祉サービスから一般就労への移行率と移行者数の推移

① 一般就労への移行率



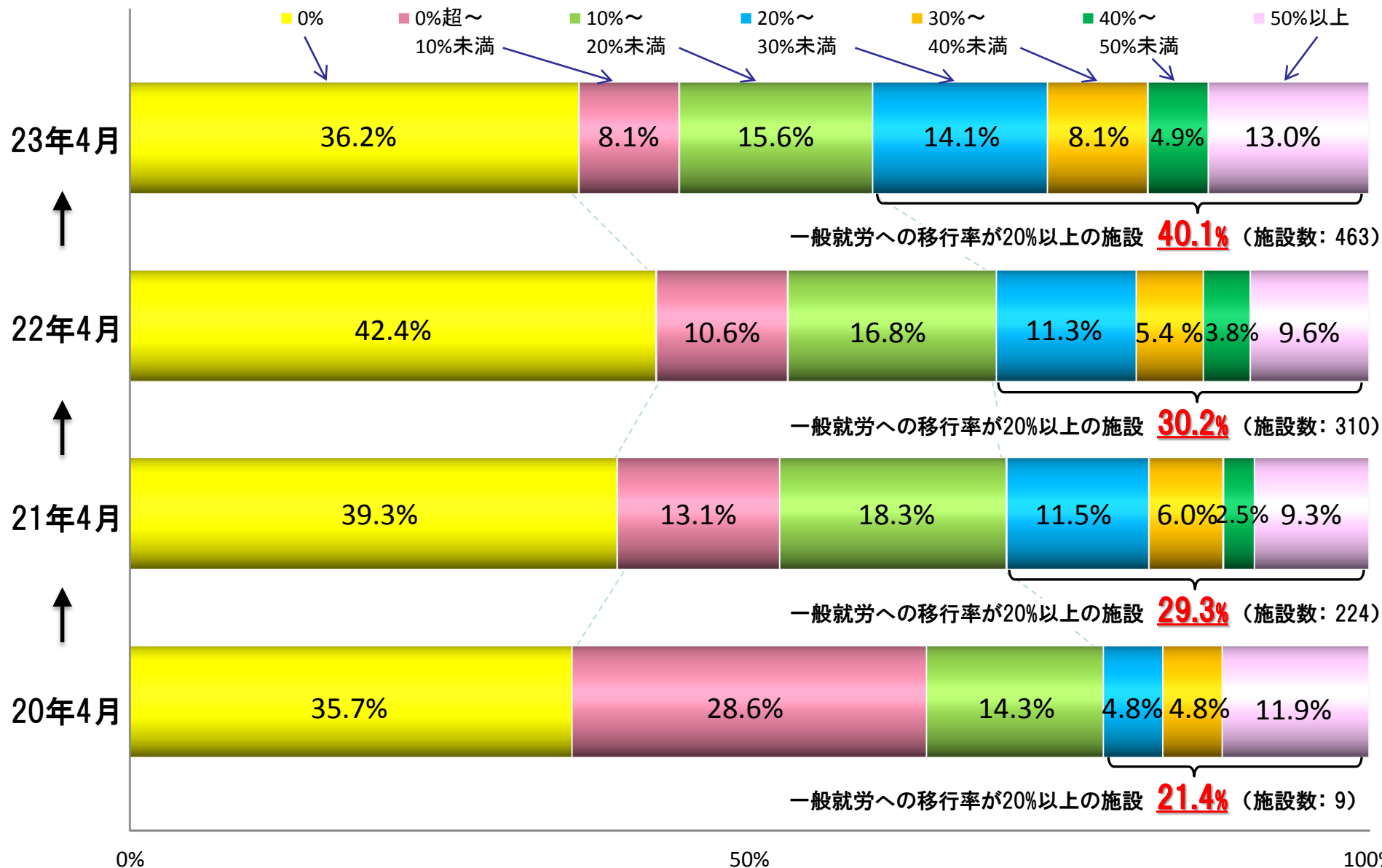
② 一般就労への移行者数



就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

厚生労働省障害福祉課調べ
(23年4月分 回答率:71.2%)

(一般就労移行率)



就労移行支援と労働施策の連携

就労移行支援事業による訓練を経て就職に向けた支援にかかる地域障害者職業センターやハローワークと連携、就職後は障害者就業・生活支援センター等と連携し職場定着支援を展開

